

## 一般入札公告

沖縄県が発注する下地島空港保安管理施設点検業務委託について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 3 月 19 日

沖縄県下地島空港管理事務所長 澤岷 淳

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 下地島空港保安管理施設点検業務委託
- (2) 契約の内容 仕様書による。
- (3) 業務実施場所 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田 1739 番地（下地島空港内）
- (4) 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) その他 業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

### 2 一般競争入札参加資格要件

本件に係わる入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。
- (5) 次の各号に該当しないこと。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力。（以下「暴力団体等反社会勢力」という）
  - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
  - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがある。
- (6) 宮古島市において本社・本店または支社・支店を有すること。
- (7) 過去 5 年以内に下地島空港と同規模以上の空港保安管理業務の実績を通算 1 年以上有すること。（保安管理業務の内容については仕様書に記載。）
- (8) 緊急時に 24 時間（休日も含む）現場へ速やかに到着し、迅速に対応できること。  
これは台風・強風等により伊良部大橋が閉鎖となった場合も例外としない。

### 3 入札参加資格の申請方法等

#### (1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記簿謄本
- ウ 財務諸表(直近の決算報告書、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書を含

むこと。)

エ 県税(法人事業税及び法人県民税)に関し未納がないことを示す納税証明書(直近3年間分)  
オ 平成24年度以降の同等規模業務実績を証する書類

(2) 申請及び契約条項等の入力方法

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する

(<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)

ア 期間 この広告の日から平成30年3月23日(金)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までの間とする。

イ 場所及び問い合わせ先 沖縄県下地島空港管理事務所  
〒906-0507 宮古島市伊良部字佐和田1739  
電話番号 0980-78-4184

(3) 申請の時期

この広告の日から平成30年3月23日(金)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、平成30年3月26日(月)までに通知する。

5 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

6 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があった場合、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号または氏名
- (2) 住所または所在地
- (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

7 資格の取消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が2に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札の日時および場所

平成30年3月28日(水)11時 下地島空港管理事務所

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付、ま

たは提供すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、証書を提出する場合
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社および公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を複数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

#### 10 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合またはその他不正行為のあった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、またはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第一項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

#### 13 その他

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書において申請した技術者を本業務に配置すること。
- (2) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係わる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格なしとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (7) 本業務の一部を他者に委託する場合は、県の承諾を得なければならない。  
なお、「指名停止処置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」への委託については承諾しない。  
また、本項に違反した場合、本契約は解除する。